

〔参考Ⅱ〕

旧日本振興銀行の預金等債権の買取りに係る第3回精算払（最終回）について

平成28年9月23日

預金保険機構

預金保険機構は、日本振興清算株式会社（旧商号：日本振興銀行株式会社）の預金等債権の買取りに係る第3回精算払（最終回）について、以下のとおり行うこととしました。

1. 概要

預金保険機構は、旧日本振興銀行株式会社の破綻後、預金保険で保護される範囲を超える部分の預金について、預金者の皆様からのご請求に基づき、預金債権を買取りました（概算払）。預金保険機構は、買い取った預金債権について、日本振興清算株式会社から概算払の額を上回る弁済を受けた場合には、概算払を受けた皆様に当該弁済の額をもとにした追加的なお支払をすることとしています（精算払）。

日本振興清算株式会社は、再生計画に基づく最終弁済（弁済率2.95686%）を平成28年9月20日以降、実施しております。これに伴い預金保険機構は、買い取った預金債権に係る弁済金を平成28年9月20日に受け取ったことから、概算払を受けた皆様に第3回精算払を行うものです。

2. 第3回精算払（最終回）の内容

（1）支払額

2.8億円（合計額）

（2）スケジュール

今後、対象となる皆様には、預金保険機構から速やかに精算払請求の手續に必要な書類を送付します。

預金保険機構は、対象の皆様から精算払請求書等の必要書類の郵送を受けた後、可及的速やかに指定された振込先口座に精算払の支払額を振り込みます。（振込手数料は預金保険機構が負担します。）

支払期間は平成28年9月26日～28年12月26日までですので、対象の皆様は、その期間内に必要書類を預金保険機構に郵送してください。

3. 留意事項

日本振興清算株式会社の最終弁済は、全ての資産の換価が終了したことに伴うものであり、預金保険機構が皆様に行う今回の精算払（第3回精算払）が最終のお支払となります。

（参考）預金等債権の買取り（概算払）及び精算払の状況

	買取期間／支払期間	支払合計額
概算払	平成 22 年 12 月 13 日 ～23 年 3 月 31 日	24.3 億円（預金等債権に概算払率 <25%>を乗じた額）
第 1 回精算払	平成 24 年 4 月 10 日 ～24 年 6 月 29 日	13.6 億円（第 1 回弁済<弁済率 39%>の額と概算払の額の差額）
第 2 回精算払	平成 26 年 10 月 6 日 ～27 年 1 月 16 日	18.5 億円（中間弁済<弁済率 19%> の額）
【今回】 第 3 回精算払 （最終回）	平成 28 年 9 月 26 日 ～28 年 12 月 26 日	2.8 億円（最終弁済<弁済率 2.95686%>の額）

以上